

学際科学実験センター規程集

(平成23年10月1日現在)

金沢大学学際科学実験センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第12条第2項の規定に基づき、金沢大学学際科学実験センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、金沢大学(以下「本学」という。)における動物実験、遺伝子実験、アイソトープ実験、機器分析に係る施設及び学内共同利用設備を使用して行う教育研究の円滑かつ安全な推進を図るとともに、遺伝子改変動物、ゲノム機能解析、トレーサー情報解析及び機器分析に関する研究開発並びにこれら研究分野の学際研究を行うことにより、医薬科学・自然科学の研究領域及び学際的な複合領域における教育研究並びに産業振興の進展に資することを目的とする。

(研究分野、研究施設及び研究領域)

第3条 センターに、次に掲げる研究分野を置く。

遺伝子改変動物分野

ゲノム機能解析分野

トレーサー情報解析分野

機器分析分野

2 センターに、次に掲げる研究施設を置く。

実験動物研究施設

遺伝子研究施設

アイソトープ総合研究施設

アイソトープ理工系研究施設

機器分析研究施設

3 研究分野に研究領域を置くことができる。

4 研究分野、研究施設及び研究領域に関し必要な事項は、別に定める。

(設備共同利用推進室)

第3条の2 センターに、設備共同利用推進室を置く。

2 設備共同利用推進室に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第4条 センターに、次の職員を置く。

(1) センター長

(2) センター教員

2 前項の職員のほか、必要に応じ、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(客員教授等)

第5条 センターに、客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)を置くことができる。

(センター長)

第6条 センター長は、本学の専任の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの管理及び運営を総括する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長が欠けたときの補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長の選考については、別に定める。

(センター教員及び客員教授等の選考)

第7条 センター教員及び客員教授等の選考については、別に定める。

(合同協議会)

第8条 センター及び子どものこころの発達研究センターが相互に連携し、双方が各々の目的達成に向けて発展できるようにするため、両センターに係る包括的基本方針を協議する学際科学実験センター・子どものこころの発達研究センター合同協議会(以下「合同協議会」という。)を置く。

2 合同協議会については、別に定める。

(教員会議)

第9条 センターに、金沢大学学際科学実験センター教員会議(以下「教員会議」という。)を置く。

2 教員会議は、合同協議会の協議に基づき、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センター教員の選考に関する事項
- (2) センターの予算及び概算要求に関する事項
- (3) センターの中期目標、中期計画及び年度計画の策定並びに中期目標に係る事業報告書の作成に関する事項
- (4) センターの運営に関する事項
- (5) その他センターの教育又は研究に関する重要事項

(教員会議の組織)

第10条 教員会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 専任のセンター教員
- (3) 機器分析分野長

(4) アイソトープ理工系研究施設長

- 2 前条第2項第1号の事項を審議する場合は、金沢大学研究国際企画会議が推薦する当該企画会議委員若干人を加えるものとし、前項第2号の者については、教授に限るものとする。

(教員会議の議長)

第11条 教員会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 議長は、教員会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

(会議)

第12条 教員会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、特別の必要があると認められるときは、3分の2以上の多数をもって議決することができる。

(委員以外の者の出席)

第13条 教員会議は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(委員会)

第14条 教員会議に、専門の事項を審議するため、委員会を置くことができる。

(事務)

第15条 センターの事務は、宝町地区事務部において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の後最初に任命されるセンター長の任期は、金沢大学学則附則第5項の規定により、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月16日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター長，センター教員 及び客員教授等選考規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、金沢大学学際科学実験センター規程第6条第5項及び第7条の規定に基づき、金沢大学学際科学実験センター(以下「センター」という。)のセンター長及びセンター教員並びに客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)の選考に関し必要な事項を定める。

(センター長の選考時期)

第2条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、センター長の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠員となったとき。
- (4) センター長が解任されたとき。

2 センター長の選考は、前項第1号の場合は任期満了の日の1月以前に、同項第2号から第4号までの場合はその事由が生じたとき、速やかに行う。

(センター長の選考)

第3条 学長は、前条の規定によりセンター長の選考を行う必要が生じた場合は、関係部局長にセンター長候補者の推薦を求め、推薦された候補者を参考とし、金沢大学教育研究評議会の議を経て、センター長を選考する。

(審査委員会)

第4条 センター長は、センター教員及び客員教授等の選考を行う必要が生じた場合は、金沢大学学際科学実験センター教員会議(以下「教員会議」という。)の議を経て、審査委員会を設置する。

第5条 審査委員会は、センター長及びセンターの教授若干人をもって組織する。ただし、教員会議が適当と認めた本学の教員若干人を加えることができる。

- 2 審査委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 審査委員会は、候補者の資格、適性等について審査する。
- 4 委員長は、前項の結果を、資料を添えて速やかに教員会議に報告しなければならない。
- 5 その他審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員候補者及び客員教授等候補者の選考)

第6条 教員会議は、前条第4項の報告に基づき、教員候補者及び客員教授等候補者を選考する。

2 前項の議事は、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって議決する。

(教員及び客員教授等の選考)

第7条 学長は、教員会議の議に基づき、センター教員及び客員教授等を選考する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター研究分野細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、金沢大学学際科学実験センター規程第3条第4項の規定に基づき、研究分野に関し必要な事項を定める。

(職員)

第2条 研究分野に、次に掲げる職員を置く。

(1) 研究分野長(以下「分野長」という。)

(2) 教員

2 前項に掲げる者のほか、必要に応じ、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(分野長)

第3条 遺伝子改変動物分野、ゲノム機能解析分野及びレーザー情報解析分野の分野長は、当該分野の専任教授をもって充てる。

2 前項の分野長に欠員が生じた場合の補欠の分野長は、学際科学実験センター長をもって充てる。

第4条 機器分析分野の分野長は、関連部局長から推薦された候補者のうちから学際科学実験センター教員会議の議を経て、学際科学実験センター長が任命する。

2 前項の分野長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項の分野長に欠員が生じた場合の補欠の分野長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この細則の施行の際、現に従前の機器分析分野長である者は、この細則の施行の日に第4条の規

定により機器分析分野長として選考されたものとみなし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

金沢大学学際科学実験センター実験動物研究施設細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、金沢大学学際科学実験センター規程第3条第4項の規定に基づき、金沢大学学際科学実験センター実験動物研究施設(以下「研究施設」という。)に関し必要な事項を定める。

2 前項の研究施設には、金沢大学学際科学実験センター実験動物研究施設角間分室及び金沢大学学際科学実験センター遺伝子研究施設における感染動物実験室を含む。

(目 的)

第2条 研究施設は、学内共同利用施設として、動物実験に関する教育、研究及び研究支援並びに実験動物の飼育管理、生産及び開発を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 研究施設は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 動物実験関係の機器及び施設を共同利用に供すること。
- (2) 実験動物の飼育管理及び安全管理を総括すること。
- (3) 動物実験に従事する者の教育訓練に関すること。
- (4) 実験動物の生産及び開発並びに動物実験に対する研究支援に関すること。
- (5) 動物実験を行う各部局の研究者間の交流及び連絡並びに全学的研究の推進に関すること。
- (6) その他研究施設の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 研究施設に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 研究施設長(以下「施設長」という。)
- (2) 教員

2 前項各号に掲げる者のほか、必要に応じ、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(施設長)

第5条 施設長は、学際科学実験センター遺伝子改変動物分野長をもって充てる。

2 施設長は、研究施設の管理及び運営を統括する。

(教 員)

第6条 教員は、学際科学実験センター遺伝子改変動物分野の教員をもって充てる。

(事 務)

第7条 研究施設の事務は、宝町地区事務部において処理する。

(雑 則)

第8条 この細則に定めるもののほか，研究施設の管理及び運営に関し必要な事項は，施設長が別に定める。

附 則

この細則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は，平成22年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター遺伝子研究施設細則

(趣 旨)

第1条 この細則は，金沢大学学際科学実験センター規程第3条第4項の規定に基づき，金沢大学学際科学実験センター遺伝子研究施設(以下「研究施設」という。)に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究施設は，学内共同利用施設として，遺伝子組換え実験に関する教育研究及び安全管理を行うことにより，金沢大学における遺伝子研究の総合的推進を図ることを目的とする。

(業 務)

第3条 研究施設は，前条の目的を達成するため，次の業務を行う。

- (1) 遺伝子研究関係の機器及び施設を共同利用に供すること。
- (2) 遺伝子組換え実験の安全管理を総括すること。
- (3) 遺伝子組換え実験に従事する者の教育訓練に関すること。
- (4) 遺伝子研究を行う各部局の研究者間の交流及び連絡並びに全学的研究の推進に関すること。
- (5) その他研究施設の目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 研究施設に，次に掲げる職員を置く。

- (1) 研究施設長(以下「施設長」という。)
- (2) 教員

2 前項各号に掲げる者のほか，必要に応じ，事務職員及び技術職員を置くことができる。

(施設長)

第5条 施設長は、学際科学実験センターゲノム解析分野長をもって充てる。

2 施設長は、研究施設の管理及び運営を総括する。

(教員)

第6条 教員は、学際科学実験センターゲノム機能解析分野の教員をもって充てる。

(事務)

第7条 研究施設の事務は、宝町地区事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、研究施設の管理及び運営に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学学際科学実験センター規程第3条第4項の規定に基づき、金沢大学学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設(以下「研究施設」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究施設は、学内共同利用施設として、放射性同位元素(以下「アイソトープ」という。)を使用して行う教育研究の円滑かつ安全な推進を図るため、アイソトープの安全管理を総括し、アイソトープ研究の総合的推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 研究施設は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) アイソトープ関係の機器及び施設を共同利用に供すること。
- (2) アイソトープの安全管理を総括すること。
- (3) アイソトープの取扱者に対する教育訓練に関すること。

(4) アイソトープを取り扱う各部署の研究者間の交流及び連絡並びに全学的研究の推進に関すること。

(5) その他研究施設の目的を達成するために必要な事項

(職員)

第4条 研究施設に、次に掲げる職員を置く。

(1) 研究施設長(以下「施設長」という。)

(2) 教員

2 前項各号に掲げる者のほか、必要に応じ、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(施設長)

第5条 施設長は、学際科学実験センターレーザー情報解析分野長をもって充てる。

2 施設長は、研究施設の管理及び運営を総括する。

(教員)

第6条 教員は、学際科学実験センターレーザー情報解析分野の教員をもって充てる。

(事務)

第7条 研究施設の事務は、宝町地区事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、研究施設の管理及び運営に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター機器分析研究施設細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、金沢大学学際科学実験センター規程第3条第4項の規定に基づき、金沢大学学

際科学実験センター機器分析研究施設(以下「研究施設」という。)に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 研究施設は、学内共同利用施設として、金沢大学(以下「本学」という。)の最先端大型分析機器等(以下「機器」という。)を集中管理し、最新分析技術情報の収集と提供を行い、本学の自然科学にかかわる学部・大学院における教育研究の高度化及び機器分析技術に関する研究開発の促進、新規産業の創出等に資することを目的とする。

(業 務)

第3条 研究施設は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 機器の管理運用に関すること。
- (2) 機器及び施設を共同利用に供すること。
- (3) 分析・計測技術の研究開発、情報収集及び提供に関すること。
- (4) 分析・計測に係る教育訓練に関すること。
- (5) その他研究施設の自的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 研究施設に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 研究施設長(以下「施設長」という。)
- (2) 教員

2 前項各号に掲げる者のほか、必要に応じ、事務職員及び技術職員を置くことができる。

(施設長)

第5条 施設長は、機器分析分野長をもって充てる。

2 施設長は、研究施設の管理及び運営を総括する。

(教 員)

第6条 教員は、学際科学実験センター機器分析分野の教員をもって充てる。

(事 務)

第7条 研究施設の事務は、宝町地区事務部において処理する。

(雑 則)

第8条 この細則に定めるもののほか、研究施設の管理及び運営に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センターアイソトープ理工系研究施設細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学学際科学実験センター規程第3条第4項の規定に基づき、金沢大学学際科学実験センターアイソトープ理工系研究施設(以下「研究施設」という。)に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 研究施設は、学内共同利用施設として、放射性同位元素及び核燃料物質(以下「アイソトープ等」という。)を使用して行う教育研究の円滑かつ安全な推進を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 研究施設は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) アイソトープ等の関係機器及び施設を共同利用に供すること。
- (2) アイソトープ等の安全管理に関すること。
- (3) アイソトープ等の取扱者に対する教育訓練に関すること。
- (4) その他研究施設の目的を達成するために必要な事項

(職員)

第4条 研究施設に、研究施設長(以下「施設長」という。)を置く。

2 研究施設に、その他必要な職員を置くことができる。

(施設長)

第5条 施設長は、関連部局長から推薦された候補者のうちから、学際科学実験センター教員会議の議を経て、学際科学実験センター長が任命する。

- 2 施設長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 施設長に欠員が生じた場合の補欠の施設長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 施設長は、研究施設の管理及び運営を総括する。

(事務)

第6条 研究施設の事務は、宝町地区事務部において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、研究施設の管理及び運営に関し必要な事項は、施設長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の際、現に従前の施設長である者は、この細則の施行の日に第5条の規定により施設長として選考されたものとみなし、その任期は、平成17年3月31日までとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター 設備共同利用推進室細則

(趣旨)

第1条 この細則は、金沢大学学際科学実験センター規程第3条の2第2項の規定に基づき、学際科学実験センター設備共同利用推進室（以下「推進室」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 推進室は、次に掲げる業務を行うことにより全学的な研究用設備のマネジメント機能を担う。

- (1) 研究用設備の共同利用促進、再利用、効果的かつ効率的な配置のための企画、立案等に関する事項
- (2) 研究用設備データベースの構築及び更新
- (3) ホームページでの利用予約システムの構築及び維持管理
- (4) 利用者への技術指導、操作説明等
- (5) その他研究用設備の有効活用に関する事項

(職員)

第3条 推進室に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 推進室長
- (2) 教員（学内兼務教員を含む。）
- (3) 技術職員

- 2 前項第2号の学内兼務教員は、関連部局長から推薦のあった教員若干人とする。
- 3 第1項第2号の学内兼務教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 第1項の職員のほか、事務職員等必要な職員を置くことができる。

(推進室長)

第4条 推進室長は、推進室の専任教授（特任教授を含む。）のうちから、学際科学実験センター長が指名する。

2 推進室長に欠員が生じた場合の補欠の推進室長は、学際科学実験センター長をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 推進室に、学際科学実験センター設備共同利用推進室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な研究用設備のマネジメントに関する事項
- (2) 推進室の予算に関する事項
- (3) その他推進室の運営に関する事項

(運営委員会の組織、議長)

第6条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 推進室長
- (2) 学際科学実験センター長
- (3) 教員（学内兼務教員を含む。）
- (4) その他運営委員会が必要と認めた者

2 運営委員会に議長を置き、推進室長をもって充てる。

3 議長は、運営委員会を主宰する。

4 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 運営委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成23年9月16日から施行する。

2 第3条第1項第2号の学内兼務教員のうち、最初に選出される学内兼務教員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

金沢大学学際科学実験センター生命工学トレーニングコース規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、金沢大学学際科学実験センター(以下「センター」という。)が研究者及び技術者(以下「研究者等」という。)に対し実施する生命工学トレーニングコース(以下「トレーニングコース」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 トレーニングコースは、生命工学技術の習熟及び生命工学研究に関する情報提供を行い、技術水準の向上を図ることを目的とする。

(トレーニングコース)

第3条 トレーニングコースは、次に掲げるコースとする。

- (1) 基礎技術コース
- (2) 高等技術コース

(受講資格)

第4条 トレーニングコースを受講できる者は、研究者等でセンター長が適当と認めたものとする。

(講習料)

第5条 トレーニングコースの講習料は、トレーニングコースの受講を許可したときに徴収するものとする。

2 講習料の額は、次のとおりとする。

- (1) 基礎技術コース 1日当たり 12,100円
- (2) 高等技術コース 1日当たり 15,600円

3 既納の講習料は返付しない。

(事 務)

第6条 トレーニングコースに関する事務は、宝町地区事務部において処理する。

(雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、トレーニングコースの実施に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター・子どものこころの発達研究センター合同協議会要項

(目 的)

第1条 この要項は、金沢大学学際科学実験センター規程第8条第2項及び金沢大学子どものこころの発達研究センター規程第5条第2項に基づき、学際科学実験センター・子どものこころの発達研究センター合同協議会(以下「合同協議会」という。)に関し必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 合同協議会は、両センターに係る次の各号に定める事項を協議する。

- (1) 教員選考、予算及び概算要求等の運営に係る包括的基本方針に関すること
- (2) 中期目標・計画及び年度計画に係る包括的基本方針に関すること

(組 織)

第3条 合同協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 両センター長
- (2) 学際科学実験センターの施設長
- (3) 子どものこころの発達研究センターの部門長
- (4) 金沢大学研究国際企画会議委員 1人

(議 長)

第4条 合同協議会に議長を置き、学際科学実験センター長をもって充てる。

2 議長は、合同協議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、子どものこころの発達研究センター長が、その職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事 務)

第6条 合同協議会の事務は、宝町地区事務部において処理する。

附 則

1 この要項は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター 実験動物研究施設利用要項

(趣旨)

- 第1条 この要項は、金沢大学動物実験規程に基づき、金沢大学学際科学実験センター実験動物研究施設（角間分室を含み、以下「施設」という。）の適正且つ円滑なる管理・運営を図り、併せて利用者相互の便宜に資するための施設利用方法について定めるものである。
- 2 利用にあたっては、共同利用施設であることを認識し、利用要項を遵守しなければならない。施設は、この要項にしたがって利用上の実施要領を決定する。

(施設の利用目的)

- 第2条 施設では、金沢大学動物実験委員会が承認した動物実験計画に基づく、動物個体を対象としての実験のみを行うこととする。また、動物を用いた遺伝子組換え実験は、金沢大学遺伝子組換え実験安全委員会の確認を終えたもののみ行うものとする。なお、感染実験（ヒト及び他の実験動物に伝播する恐れのある微生物を感染させ、または同微生物を排出する恐れのある実験動物を取り扱う実験）については、施設内で実施することはできない。

(利用者)

- 第3条 利用者は、本学に所属する教職員及び講座等に所属する学生（院生、専修生、研究生等）のうち、予め所定の利用登録を行った者とする。ただし、施設長が特に認めた者はこの限りでない。

(利用時間)

- 第4条 施設長が特に必要と認めた場合を除き、利用時間に制限は設けない。ただし、消灯時間内において動物室内で作業を行うことは原則として禁止する。
- 2 平日8時30分から17時を除き、利用室の火気、水道等の管理は利用者の責任において行う。
- 3 窓口業務の受付時間は、平日の8時30分から17時とする。

(施設への出入)

- 第5条 施設は全日施錠され、利用者は施設玄関から本学のICカード学生証・職員証を使用して出入する。
- 2 他の飼養保管施設を利用する者は、原則として施設を利用することはできない。やむを得ない場合は、施設事務に申告し、その指示に従うこと。ただし、その場合であっても他施設及び施設外実験室を利用した後、同一日に施設の動物室及び実験室を利用することはできない。
- 3 施設内での各階への移動は、原則として階段を利用し、消毒用足踏みマットで、上履きを消毒する。
- 4 施設内では、定められた作業動線を遵守するとともに、指定された備え付けの上履きに履き替え、更衣室で施設専用実験衣に更衣し、マスクを着用し、手を消毒の上、動物室に入室する。
- 5 動物室及び動物を持ち込んで処置を行う実験室のドアは、人の出入りのために一時的に開ける場合を除き、常時閉めておくこと。
- 6 施設から退館する時は、実験衣を所定の更衣棚に戻す。いちじるしく汚染された実験衣は、所定の場所に返却し、施設事務に連絡する。

(利用の申し込みと動物の入舎)

第6条 利用者が施設を利用する時は、あらかじめ金沢大学動物実験基礎講習を受講の上、動物実験委員会に動物実験計画の申請を行い、承認された後に施設指定の書類によって申し込む。

2 利用者は原則として動物の搬入を希望する一週間前迄に所定の入舎希望票に必要事項を記入し、施設事務に提出する。なお、自家繁殖により生産された動物の離乳ケージ作成についても、入舎希望票を提出しなければならない。

3 動物の購入手続は、利用者が行う。ただし、入舎希望票により施設への受入れを認められた動物のみ搬入することができる。予め施設印を受けた入舎希望票を利用者の所属する部局担当事務に提出すること。動物は直接施設に搬入され、入舎は速かに利用者に連絡される。(注：搬入＝検取のため施設に運び入れること、入舎＝動物室に入れること)

4 利用者が動物をケージに収容する場合(再配分する場合を含む)は、施設の定めに従い適切に行うこと。また、施設に無断で動物室間を移動させてはならない。

5 SPF 動物室、P2 実験室・動物室、X線照射室、X線撮影室、角間分室、その他施設管理する実験室等を利用する時は、所定の方法により利用を申し込む。

(動物の検疫)

第7条 入舎できる動物は、検疫を終えた以下の動物及び魚類・両生類に限る。

宝町：マウス、ラット、ハムスター、スナネズミ、モルモット、ウサギ、イヌ、ネコ、ブタ、サル、角間分室：マウス

2 施設指定生産者(生産者の自主検疫結果の定期的提出と検疫実績により指定)より購入する場合は、その検疫証明書をもって検疫に代えることができる。検疫未実施のウサギは搬入後一週間の検疫を施設で行う。その他特殊な動物の入舎に際して、利用者は施設教員と協議するものとする。

3 学外に動物を譲渡する場合など、検疫結果等が必要な場合は、必要事項を添えて施設事務まで申し込む。

(飼料)

第8条 施設は動物種別に飼料を用意し、給餌・給水する。特殊飼料(施設が用意する飼料以外の全て)・特殊給水は利用者が準備して、給餌・給水する。

(飼育管理の方法)

第9条 利用者は、飼育ケージに施設指定の管理用ケージラベルを貼付するとともに、定期的に動物を観察し、必要事項を実験動物管理日誌(動物室備え付け)に記入する。

2 利用者は、飼育ケージ及び給餌用バスケット(イヌ、ネコ、ブタ、サル、ウサギは除く)を週一回定めた曜日の午後3時迄に、清浄なものと交換する。ウサギについては隔週とする。使用済ケージ及び使用済給餌用バスケットは、所定の位置まで、利用者が運搬する。ただし、イヌ、ネコ、ブタ、サルに関しては総て施設で行う。なお、ケージ、バスケット類にマジックなどで直接記入する事は許されない。

3 利用者は、週一回のケージ交換を施設に依頼することができる(角間分室を除く)。その場合、施設は別に定める依頼費用を徴収する。また、定められたケージ交換が行われない場合、施設はこれを依頼されたものと見なすことができる。

4 利用者は、動物室での作業終了後、使用した作業台、床を清掃し、必要に応じて消毒液を噴霧する等、衛生状態の維持に努めること。

5 特殊実験室・動物室等の利用方法は以下の通りとする。

(1) 特殊実験室内での飼育及び、魚類・両生類の飼育にあたっては、利用者が飼育用器材を用

意し、給餌、給水、ケージ交換など総てを行う。

(2) 遺伝子組換え実験ならびに P2 実験室・動物室の利用については、個体識別や逃亡防止対策などの適切な措置を講ずる他、金沢大学遺伝子組換え実験安全委員会の定めに従う。

(3) サル、SPF 動物室、マウス検疫室、P2 動物室及び角間分室の飼育管理については、別に定める。

6 感染症の疑いのある動物を発見した時は、直ちに施設事務迄届け出る。

7 施設外に動物を持ち出す時は、逃亡防止のための措置を講ずること。

8 施設外に持ち出された動物を再度持ち込むことは、原則として禁止する。

(飼育器具・機材)

第 10 条 前条第 5 項 (1)に挙げる器材を除き、飼育に使用する総ての器具・機材類は、施設で洗浄し、消毒あるいは滅菌して利用者に供給する。

2 自動飼育装置、自動給水装置の保守は、施設で行う。

3 利用者が施設外に飼育器具を一時的に持出す場合、施設事務に申し出て所定の用紙に記入の上、使用する。使用後は速やかに施設事務を通して所定の位置に返却する。ただし、施設外で恒常的に飼育している動物のための飼育器材の貸出は行わない。

(死体の処置)

第 11 条 施設内で使用または死亡した動物の死体は、利用者が所定のビニール袋に入れて、所定の冷凍庫に収置する。

2 施設外に持ち出した動物の死体、その他の動物残渣の処理は、所属部局で行うものとし、施設への持ち込みは認めない。

(汚物、塵芥の処置)

第 12 条 飼育及び実験に付随して生じた汚物、塵芥は、利用者が所定の位置の汚物入れに入れる。

(実験室の利用)

第 13 条 実験室内での実験に必要な準備、実験補助、実験後の整理、清掃は利用者が行う。

2 手術器具等滅菌用のオートクレーブ及び簡易ガス滅菌機の操作は定期的に施設で行う。

3 医療配管のためのポンベは、施設で管理する。

4 手術用実験室における吸入麻酔使用時は、余剰麻酔ガス排気装置を使用する。

(施設への機材及び薬品類の持ち込み)

第 14 条 施設に持ち込む機材・薬品等は常に清浄なものを用意し、原則として使用の度に持ち出すこと。

2 利用者が施設に持ち込み常置する機器（備品）類は、必要最少限のものとし、別に定める申請用紙により施設長の許可を得るものとする。尚、持ち込み期間は 6 ヶ月を限度とし、6 ヶ月を超える場合は、改めて施設長に申請することとする。

3 毒物・劇物・向精神薬、その他危険な薬品類の管理はそれらの廃液を含めて利用者の所属教室で行うこととし、施設内に放置しないこと。

(実験器具・機材の貸与及び利用)

第 15 条 動物実験に使用する器具・機材は原則として利用者が準備するものとする。

2 施設で保有するものについては、施設事務を通じて貸与される。なお、利用中、故障等事故の生じた時は施設事務を通して施設長に申し出るものとする。

原則として施設外への持出し使用は認められない。

(飼育経費)

第 16 条 飼育経費（利用者負担金）の請求単価は別に定める。

2 飼育経費は、実験動物管理日誌等により 1 月から 12 月までを当該年度分として 3 ヶ月毎に集計し、利用教室に請求する。

3 飼育経費を支払う経費種目を予め指定する場合は、施設利用申込書に記入する。

(施設は、経費種目毎に実験動物管理日誌を作成する。)

(事故)

第 17 条 利用者が不慮の事故を発見した時は、直ちに施設事務に連絡し、処置を講ずる。

(利用の制限又は禁止)

第 18 条 利用要項を遵守せず、他に著しく迷惑を及ぼした場合、施設長は関係者に注意を与え、さらに利用制限、禁止の措置を講ずることができる。

(利用上の問題の処置)

第 19 条 利用者が施設利用上不便を感じる事等、問題が生じた場合は、施設事務を通じて施設長に申し出るものとする。施設長は、必要に応じて金沢大学学際科学実験センター教員会議で審議の上、改善を計るものとする。

2 前項に関するものの他、利用者全体に対する施設からの連絡は、各利用者所属教室が指名した、実験動物研究施設連絡員を通じて行うものとする。

附 則

この要項は、平成 16 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

この要項は、平成 23 年 6 月 17 日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター アイソトープ総合研究施設利用要項

(趣旨)

第1条 金沢大学学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設(以下「施設」という。)の利用については、この要項の定めるところによる。

(利用の制限)

第2条 施設の利用は、放射性同位元素(以下「RI」という。)を使用して教育研究を行う場合に限るものとする。

(利用の資格)

第3条 施設を利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 教員及びこれに準ずる者
- (2) 大学院学生及び研究生等
- (3) その他施設長が適当と認めた者

2 前項に掲げる者のほか、教育訓練を受ける者は、施設長の許可を得て施設を利用することができる。

(利用の申請)

第4条 施設を利用しようとする者は、研究課題又は教育課程ごとに責任者を定め、所定の申請書を提出し、施設長の許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、教育研究及び経費負担について、責任と権限を有する教員(以下「利用責任者」という。)が行うものとする。

(利用の許可)

第5条 施設長は、前条の申請内容を審査し、施設を利用させることが適当であると認めたときは、所定の利用許可書を申請者に交付するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出て、改めて許可を受けなければならない。

(実験室及び機器の使用の制限)

第7条 利用者は、割り当てられた実験室又は測定室以外の実験室等を使用してはならない。

2 利用者は、施設内の機器を所定の位置より許可なく移動してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 利用者が、次の各号の一に該当する場合には、施設長は、その者の所属する研究グループの利用許可を取り消し、又は利用を一定期間停止することができる。

- (1) この要項及び別に定める金沢大学学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設利用細則(以下「利用細則」という。)に違反したとき。
- (2) 金沢大学学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)に違反したとき。

- (3) 利用目的が申請書記載の目的と相違したとき。
- (4) 利用条件を守らないとき。
- (5) 施設の運営に重大な支障を生じさせたとき。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、研究等を終了し、又は中止したときは、速やかに実験室等を原状に復するとともに、汚染検査を行い、その結果を管理室に報告しなければならない。

2 利用者は、RIの取扱い(使用、保管、運搬、廃棄等)に関して、予防規程、予防細則及びこの要項に従わなければならない。

(利用時間)

第10条 施設の利用時間は、原則として、午前8時30分から午後5時00分(土曜日にあつては午後0時30分)までとし、日曜日及び祝日は休館とする。

2 前項の規定にかかわらず、施設長が施設の管理運営上特に必要と認めるときは、休館とすることができる。

(受益者負担)

第11条 利用責任者は、施設の利用に係る経費の一部を負担しなければならない。

2 受益者負担金算定表は、金沢大学学際科学実験センター教員会議(以下「教員会議」という。)の議を経て、施設長が別に定める。

(要項の改廃)

第12条 この要項の改廃は、教員会議の議を経るものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、施設の利用について必要な事項は、教員会議の議を経て、施設長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年8月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター 遺伝子研究施設利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、金沢大学学際科学実験センター遺伝子研究施設細則第8条の規定に基づき、金沢大学学際科学実験センター遺伝子研究施設(以下「施設」という。)の利用に関し必要な事項について定める。

(利用の条件)

第2条 施設は、遺伝子組換え実験に関する教育研究(研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令(平成16年文部科学省・環境省令第1号。以下「省令」という。))第4条に掲げる拡散防止措置の区分中第2号大量培養実験、第3号動物使用実験の特定飼育区画並びに第4号植物等使用実験のP2Pレベル、P3Pレベル及び特定網室に該当するものを除く。)を行う場合に利用できるものとする。

(利用の資格)

第3条 施設を利用することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、遺伝子組換え実験を行う場合は、金沢大学組換えDNA実験安全委員会により実験従事者として承認された者、動物実験を行う場合は、金沢大学動物実験委員会により実験従事者として承認された者、放射性同位元素を使用する場合は、金沢大学学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設の放射性同位元素等取扱者として登録された者でなければならない。

- (1) 教員及びこれに準ずる者
 - (2) 大学院学生、研究生及びこれに準ずる者
 - (3) その他金沢大学学際科学実験センター遺伝子研究施設長(以下「施設長」という。)が適当と認めたる者
- 2 教育訓練を目的とする場合は、前項の規定にかかわらず施設長の許可を得て、当該指導教員の指導の下で施設を使用することができる。

(利用の申請)

第4条 施設を利用しようとする者は、教育研究の課題ごとに所定の申請書を施設長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、教育研究について責任を有する教員(以下「利用責任者」という。)が行うものとする。

(利用の許可、実験区域の指定)

第5条 施設長は、前条の申請が適当であると認めるときは、これを許可し、使用実験区域を指定して申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が申請書の記載事項を変更しようとする場合には、速やかに施設長に届け出て、改めて許可を受けなければならない。

(実験室及び機器の利用)

第7条 利用者は、指定された実験区域で実験を行わなければならない。

2 利用者は、施設内機器を所定の位置より許可なく移動してはならない。

(関係法令等の遵守)

第8条 利用者は、遺伝子組換え実験、動物実験及び放射性同位元素の取扱いに関しては、この要項に定めるもののほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)、省令、金沢大学遺伝子組換え実験安全管理規程、実験動物の飼養及び保管等に関する基準(昭和55年3月27日総理府告示第6号)、金沢大学動物実験指針、金沢大学における放射線障害の防止に関する管理規程及び金沢大学学際科学実験センターアイソトープ総合研究施設放射線障害予防規程(以下これらを「関係法令等」という。)に従わなければならない。

(健康管理)

第9条 利用者は、施設長の行う健康管理に従わなければならない。

(利用許可の取消等)

第10条 利用者が、次の各号の一に該当する場合には、施設長は、その者に係る利用許可(その者が研究グループに属するときは、当該研究グループに係る利用許可とする。)を取り消し、又は利用を一定期間停止することができる。

- (1) この要項及び関係法令等に違反したとき。
- (2) 利用目的が申請書記載の目的と相違したとき。
- (3) 利用条件を守らないとき。
- (4) 施設の運営に重大な支障を生じさせたとき。

(受益者負担)

第11条 利用責任者は、施設の利用に係る経費の一部を負担しなければならない。

2 受益者負担金算定表は、金沢大学学際科学実験センター教員会議(以下「教員会議」という。)の議を経て、施設長が別に定める。

(要項の改廃)

第12条 この要項の改廃は、教員会議の議決を経るものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、施設の利用について必要な事項は、教員会議の議を経て、施設長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年8月12日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター アイソトープ理工系研究施設利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、金沢大学学際科学実験センターアイソトープ理工系研究施設(以下「理工系施設」という。)の利用に関し必要な事項について定める。

(利用の制限)

第2条 理工系施設の利用は、放射性同位元素及び核燃料物質(以下「アイソトープ等」という。)を使用して教育研究を行う場合に限るものとする。

(利用者の資格)

第3条 理工系施設を利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 教員及びこれに準ずる者
- (2) 大学院学生及び卒業研究を行う学生
- (3) その他理工系施設長が適当と認めた者

2 前項に掲げる者のほか、学生実験受講者は、理工系施設長の許可を得て理工系施設を利用することができる。

(利用の申請)

第4条 理工系施設を利用しようとする者は、研究課題又は学生実験ごとに取り扱責任者を定め、所定の申請書を提出し、理工系施設長の許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、教育研究及び経費負担について、責任と権限を有する教員(以下「利用責任者」という。)が行うものとする。

(利用の許可)

第5条 理工系施設長は、前条の申請内容を審査し、理工系施設を利用させることが適当であると認めるときは、所定の利用許可書を申請者に交付するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用許可書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに理工系施設長に届け出て、改めて許可を受けなければならない。

(実験室及び機器の使用制限)

第7条 利用者は、割り当てられた実験室又は測定室以外の実験室等を使用してはならない。

2 利用者は、理工系施設内の機器を所定の位置で使用しなければならない。ただし、移動して使用する場合は、事前に理工系施設長の許可を受けるものとする。

(利用許可の取消し等)

第8条 理工系施設長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、当該利用者が所属する研究グループの利用許可を取り消し、又は利用を一定期間停止することができる。

- (1) この要項に違反したとき。
- (2) 金沢大学学際科学実験センターアイソトープ理工系研究施設放射線障害予防規程(以下「予防規程」という。)に違反したとき。

- (3) 利用目的が申請書記載の目的と相違したとき。
- (4) 利用条件を守らないとき。
- (5) 理工系施設の運営に重大な支障を生じさせたとき。

(利用者の義務)

第9条 利用者は、研究等を終了又は中止したときは、速やかに実験室等を原状に復するとともに、汚染検査を行い、その結果を安全管理担当者に報告しなければならない。

2 利用者は、アイソトープ等の取扱いに関して、予防規程及びこの要項に従わなければならない。

(利用の時間)

第10条 理工系施設の利用時間は、原則として午前8時30分から午後5時00分までとし、日曜日、土曜日及び祝日は、休館とする。

2 前項に定めるもののほか、理工系施設長が理工系施設の管理運営上特に必要と認めるときは、休館とすることができる。

3 平日の時間外及び休館時に施設利用を希望する場合は当日(土日曜日の利用にあつては金曜日、祝日の利用にあつてはその前日)の午後5時までに時間外利用届を取扱責任者の承認を受けた上で、理工系施設管理室へ提出するものとする。

(受益者負担)

第11条 利用責任者は、施設の利用に係る経費の一部を負担しなければならない。

2 受益者負担金算定表は、金沢大学学際科学実験センター教員会議(以下「教員会議」という。)の議を経て、施設長が別に定める。

(要項の改廃)

第12条 この要項の改廃は、教員会議の議を経るものとする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教員会議の議を経て、施設長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年8月12日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

金沢大学学際科学実験センター 機器分析研究施設機器利用要項

(趣旨)

第1条 この要項は、金沢大学学際科学実験センター機器分析研究施設（以下「施設」という。）
所有の機器（以下「機器」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(利用者の資格)

第2条 機器を利用することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の大学院学生及びこれに準ずる者で指導教員の承認を得た者
- (3) その他施設長が適当と認めた者

2 施設が別に定める機器については、前項とは別に機器ごとの利用者資格を定める。

(機器管理責任者)

第3条 施設長は、機器ごとに機器管理責任者を置き、機器の操作及び維持並びに利用者の指導等の任に当たらせるものとする。

2 機器管理責任者は、必要に応じて機器の管理状況を施設長に報告するものとする。

(利用方法)

第4条 機器の利用方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者自らが機器を使用して測定等を行うこと。ただし、施設が別に定める機器の利用は、機器管理責任者の指導のもとに行わなければならない。
- (2) 施設が別に定める測定項目においては、所定の分析申込書により測定等を施設に依頼するものとする。

(利用手続き等)

第5条 機器の利用手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号の利用方法で機器を利用しようとする者は、別紙様式1の利用申請書を施設長に提出し、その承認を得なければならない。
- (2) 前号の申請は、教育研究及び経費負担について責任と権限を有する教員（以下「利用責任者」という。）が行うものとする。
- (3) 前条第1号の利用方法で施設が別に定める機器を利用しようとする者は、機器管理責任者に直接連絡し、許可を得なければならない。なお、この他に必要な手続き等については、機器ごとに別に定めるものとする。
- (4) 前条第2号の利用方法で機器を利用しようとする者は、利用毎に所定の分析申込書を機器管理責任者に提出しなければならない。

2 施設長は、前項第1号の利用申請を承認したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 第1項第1号の利用申請を承認された利用者が、当該機器を利用するときは、申請時に取得したユーザーID及びパスワードを用いて、機器利用予約システムによってあらかじめ機器利用の予約を行わなければならない。なお、予約方法に関して必要な事項は、別に定める。

4 前項の利用者は、機器の利用予約を変更又はキャンセルする場合は、速やかに機器利用予約システム上で予約内容の変更又は削除をしなければならない。

(利用時間及び利用停止日)

第6条 機器の利用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号の利用における利用時間は、原則9時から17時までとする。

(2) 第4条第2号の利用における測定依頼の受付時間は、9時から17時までとする。

2 施設が別に定める機器においては、施設長が特に必要と認めた場合を除き、利用時間に制限は設けない。

3 機器の不調や故障又はその他の事由により、施設長が必要と認めた場合には、前2項の利用時間内であっても、機器の利用を制限若しくは停止することがある。

4 機器の利用停止日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 12月28日から1月4日まで

(3) 本学の夏季一斉休業日

(4) その他施設長が特に必要と認めた日

5 施設が別に定める機器においては、施設長が特に必要と認めた場合を除き、利用停止日を設けない。

(利用者の心得等)

第7条 利用者は、機器ごとに別に定められた利用上のルール及び注意事項を遵守しなければならない。

2 利用者は、機器の使用にあたっては、施設職員又は機器管理責任者の指示に従わなければならない。

3 利用者は、機器の故障あるいは異常が見出されたときは、直ちに操作を中止し、速やかに機器管理責任者に報告しなければならない。

4 利用者は、機器を使用する際は、事故防止に十分注意を払わなければならない。

5 利用者は、機器の使用後に、機器の利用状況について、所定の使用記録簿に必要事項を記入しなければならない。

6 施設長は、機器の使用について必要があると認められるときは、利用者に講習会を開催し、受講させるものとする。

(利用の制限又は禁止)

第8条 施設長は、利用者がこの要項に違反したとき又は施設の運営に重大な支障を生じさせたときは、当該利用者の利用制限若しくは禁止等の措置を講ずることができる。

(損害の弁償)

第9条 自らの責に帰すべき事由により機器又は設備を滅失し、き損し、又は汚染したときは、その損害を利用者又は利用責任者に弁償させる場合がある。

(受益者負担)

第10条 利用責任者は、機器の利用に係る経費の一部を負担しなければならない。ただし、施設が別に定める機器の利用においては、この限りではない。

2 受益者負担金算定表は、金沢大学学際科学実験センター教員会議（以下「教員会議」という。）の議を経て、施設長が別に定める。

3 受益者負担金は、1月から12月までを当該年度分として1ヶ月毎に集計し、利用者が所属する研究室に3ヶ月毎に請求する。

(研究成果の報告)

第 11 条 利用者は、施設の機器を利用した研究成果を論文等に公表するときは、論文等に施設の機器を利用した旨を明記し、論文等の写し 1 部を施設長に提出しなければならない。

(要項の改廃)

第 12 条 この要項の改廃は、教員会議の議を経るものとする。

(雑則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成 20 年 9 月 11 日から施行する。